

教福第 7 7 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

職員の退職手当に関する条例の一部改正について（通知）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例が平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日に公布されました。

このことについて、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

貴所属の職員への周知方よろしくお願いいたします。

1 平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日施行にかかる事由

- (1) 早期退職募集制度の導入
- (2) 退職手当の基本額の算定に係る退職理由の整理
- (3) 定年前早期退職者に対する割増率の拡充
- (4) 一般地方独立行政法人等へ役員として派遣された職員の在職期間の計算等の規定の整備

2 平成 2 7 年 4 月 1 日施行にかかる事由

定年に達した日以後定年退職日前にその者の非違によることなく退職した者に対する支給割合の見直し

【担当】徳島県教育委員会福利厚生課
企画調整担当

電話 0 8 8 - 6 2 1 - 3 1 7 5